

美濃加茂市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年4月13日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度2月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和8年3月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年3月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年4月9日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

| 部署 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-----|---|--|
| 税務課 | <p>【注意】 ファイルデリバリーサービス利用料については、以下のとおりである。 請求書は、令和8年1月1日～令和8年12月31日の12カ月について、前払いを行っている内容である。市は、年度をまたいで予算を執行できない。業務期間は、会計年度をまたぐことなく一年度以内にするべきである。契約は、毎年度に締結するべきである。</p> | <p>令和8年4月1日に、令和8年4月1日を始期、令和9年3月31日を終期とする当該利用契約を締結しました。今後、同様な契約を締結する際は、必ず年度内に完結する契約を締結します。また当該契約の利用契約に対する支払いについても、当該契約の業務完了を持って支払うようにします。</p> |

美濃加茂市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年6月11日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度2月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和8年3月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年3月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年6月10日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

| 部署 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-------|--|--|
| 教育総務課 | <p>【注意】 委託料の支払いにおける源泉所得税については、既に公表されているとおり、再発防止策を徹底されたい。</p> | <p>今後、源泉徴収漏れによる事務誤りを防ぐために、関係する職員が税法等の関係法令を十分に理解し、支払い事務においても慎重なチェックを行います。 また、市会計管理者から再発防止のため、マニュアルに沿った事務処理の徹底等を周知すると共に、マニュアルで想定されていない事務処理については担当部門と会計課の間で、完了するまでの流れを明確にし、直ちに支払い事務を行うことを徹底します。</p> |